

全国製麺協同組合連合会会員の皆様へ

全国製麺協同組合連合会を契約者とする

『全麺連リコール保険』

『全麺連リコール保険』とは、全国製麺協同組合連合会を契約者とする団体リコール保険のペットネームです。

保険の仕組み

リコール保険は、生産物のかしによる対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者が負担する諸費用を補償する保険です。

次のリコールが補償の対象となります。

- 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
- 法令の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール(※)
- 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール(※)
- 食品・医薬品への異物混入またはそのおそれ(異物混入脅迫を含みます。)が生じたことにより実施するリコール(※)

(※)実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。

詳細は、P.2～をご参照ください。

お支払いの対象となる損害

リコール費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次のa.～c.をすべて満たす必要があります。

- リコールの実施に必要なかつ有益な費用であること。
- リコールの実施を目的とする費用であること。
- 約定支払限度期間中に負担する費用であること。

詳細は、P.5をご参照ください。

保険期間: 令和4年9月1日午前0時～令和5年9月1日午後4時まで

申込・保険料入金締切日:

《新規加入》: 令和4年8月24日

《中途加入》: 随時受付

保険(補償)期間は毎月25日までにお申込みになれば翌月1日午前0時から開始となります。(保険終期は上記と同じです。)

中途加入方法等のご不明な点につきましては全国製麺協同組合連合会にお問い合わせください。

全国製麺協同組合連合会



このご案内書で使用する用語の意味は、次のとおりです。

被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方をいいます。
生産物	被保険者の占有を離れた加入者票記載の財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
対人・対物事故	他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)または財物(生産物自体および生産物を部品・付属品・原材料とする財物を除きます。)の損壊(滅失、破損もしくは汚損をいいます。)をいいます。
支払限度額	お支払いする保険金の上限額をいいます。
免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。 免責金額は、被保険者の自己負担となります。
代替品	回収生産物と引換えに給付される生産物をいいます。
継続契約	引受保険会社との間で締結されたリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とするリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
初年度契約	引受保険会社との間で締結された継続契約以外のリコール保険契約またはリコール事故補償特約をセットした事業活動包括保険契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
約定支払限度期間	回収決定日以後負担する(第三者によってリコールが実施される場合は回収決定以後約定支払限度期間中に回収等の実施者に生じた)リコールに要した費用に対して保険金をお支払いできる期間をいい、1年間とします。
信頼回復広告費用	リコールの実施によって失われた信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用をいいます。ただし、リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。
在庫品廃棄関連費用	在庫品(リコールの対象となる生産物と同種の財物であって被保険者の占有を離れていないものをいいます。)に関する次の費用をいいます。 ●在庫品を廃棄するための費用 ●在庫品の製造原価・仕入原価
コンサルティング費用	対人・対物事故またはそのおそれに関する事実確認・調査を行うため、または回収方法・広告宣伝活動の方法を策定するために実施されたコンサルティングの対価としての費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て被保険者が負担するものに限りします。
異物混入	生産物(食品・医薬品に限ります。)に本来含有されるべきではないもの(食品・添加物を除きます。)が混入・付着することをいい、容器・包装の表示と内容物の相違を除きます。
異物混入脅迫	被保険者に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面・口頭による脅迫行為をいいます。

ご加入対象企業(被保険者)

この保険に記名被保険者としてご加入いただけるのは、次に該当する方に限られます。

- 全国製麺協同組合連合会の会員である事業者

対象となる生産物

初年度契約の始期日から1年前の始期応当日以降に被保険者から出荷された日本国内に存在する生産物を対象とし、これに付随して提供される総付景品(いわゆる「おまけ」)を含みます。

保険期間

1年間(中途加入の場合は加入日より9月1日まで)

保険金をお支払いする場合

次の①～③のすべての条件を満たしている場合に、保険金をお支払いします。

①対象リコールの実施

次のa.～d.のいずれかに該当するリコールであること

- 対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物のリコール
- 品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物のリコール
消費期限、賞味期限、使用期限、その他の品質保持期限に関する表示漏れ・誤りによるリコールは、補償対象です。
- 食品または医薬品への異物混入またはそのおそれにより実施されるリコール
被保険者の従業員が異物混入を行った場合や、被保険者に対して異物混入を行う(行った)とする内容の文面・口頭による脅迫行為(異物混入の事実を確認できない場合を含みます。)が行われた場合も補償対象です。
- 法令の規定に基づき、製造・販売等が禁止されている製品等のリコール
下記法令により、製造・販売等を禁止されている製品またはその原材料・部品・容器包装のリコールは、補償対象です。

<対象法令>

- ◆食品衛生法 ◆愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
- ◆食品表示法 ◆飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律
- ◆医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)

※b.～d.に該当するリコールを実施する製品等は、対人・対物事故を発生させるおそれがあるものとみなします(実際に対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるかどうかは問いません。)

保険金をお支払いする場合(つづき)

② 届出・社告等の実施

リコールの実施が次のいずれかに該当する事由により客観的に明らかになっていること

(届出・社告等を実施していないリコールは、補償対象外です。)

- a. 文書による行政庁に対する届出または報告等
- b. 新聞、テレビ等による社告 (インターネットのみによるものは対象外。)
- c. 行政庁による回収命令

③ 引受保険会社への通知

リコール実施を決定後、次の事項を保険期間中にすみやかに引受保険会社に通知すること

- ◆回収決定日
- ◆リコールの開始予定日
- ◆リコールの方法
- ◆リコール対象生産物の種類・型式等
- ◆リコール対象生産物の製造・販売等の数量
- ◆その他当社が必要と認める事項

(注)第三者によってリコールが実施される場合は、「リコール実施決定を知った後」とします。

◆ 第三者がリコールを実施するとき

第三者(注)が被保険者の生産物を原因とするリコールを実施した場合において、被保険者がそのリコール費用を求償されたときは、被保険者がその費用に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の損害が補償対象となります。

- a. 法律上の損害賠償金
- b. 争訟費用(損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。)

ただし、第三者によるリコールが「保険金をお支払いする場合」に2ページ記載の①から③のすべての要件を満たしている場合に限ります。

(注)第三者とは被保険者以外の方であって、次のような事業者をいいます。

- ◆被保険者が製造・販売した生産物を原材料として使用する完成品メーカー
- ◆被保険者がOEM供給を行った食品・製品販売業者等

保険金のお支払いに必要な通知の内容

リコール実施の決定後(注)、次の事項をすみやかに引受保険会社に書面により通知いただきます。

1. 回収決定日
2. リコールの開始予定日
3. リコールの方法
4. リコール対象生産物の種類・型式等
5. リコール対象生産物の製造・販売等の数量
6. その他引受保険会社が必要と認める事項

(注)第三者によってリコールが実施される場合は、「リコール実施決定を知った後」とします。

保険金のお支払い方法

1回のリコールについて、損害の額(他人から回収した金額があるときは、この金額を控除した額)に対して、次の式に従って保険金をお支払いします(注)。ただし、ご加入タイプの支払限度額が限度となります。

お支払いする保険金

=

損害の額

×

縮小支払割合

・(注):在庫品廃棄関連費用・コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

・なお、継続契約の場合において、ご契約者または被保険者が、対人・対物事故の発生またはそのおそれを継続契約の保険期間の開始時より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときは、弊社は、次の①、②のうちいずれか低い金額を保険金としてお支払いします。

①この保険契約のご契約条件により算出された保険金の支払責任額

②対人・対物事故の発生またはそのおそれを知った時もしくは知ったと合理的に推定される時の保険契約のご契約条件

により算出された保険金の支払責任額

お支払いの対象となる損害

次の表のリコール費用に対して保険金をお支払いします。ただし、次のa.～c.をすべて満たす必要があります。

- リコールの実施に必要なかつ有益な費用であること。
- リコールの実施を目的とする費用であること。
- 約定支払限度期間中に負担する費用であること。

リコール時に求められる対応	費用の種類	備考
調査	リコール対象等確認費用	リコール対象生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用
	コンサルティング費用	事故またはそのおそれに関する事実確認・調査や、回収・広告宣伝活動の方法の策定を目的にコンサルタントを起用した場合の費用
事前対応	社告費用	新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用
	コールセンター業務委託費用	コールセンター業務を第三者に委託するための費用
	販売先・顧客の電子リスト作成費用	リコール対象生産物の購入者または使用者に関する情報のデータ提供または編集を第三者に依頼するための費用(購入者または使用者を特定するための調査に要する費用を除く)
回収	通信費用	電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書作成費、封筒代、ホームページ開設費用やメールによる連絡等の費用を含みます。)
	修理費用	リコール対象生産物の修理費用
	代替品の原価	リコール対象生産物と引換えに代替品を給付するときの代替品の製造原価または仕入原価
	返還代金	リコール対象生産物と引換えに返還する代金(金銭に代えて提供する金券等を含みます。また、利益部分を除きます。)
	輸送費用	リコール対象生産物または代替品の輸送費用
	廃棄費用	回収したリコール対象生産物を廃棄するための費用
	倉庫・施設の賃借費用	リコール対象生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫・施設の賃借費用
	信頼回復広告費用	信頼回復のために行う広告宣伝費用
事後対応	在庫品廃棄関連費用	在庫品を廃棄するための費用・製造原価または仕入原価
	その他	リコールの実施により生じる出張費および宿泊費用等
その他	出張費および宿泊費用等	リコールの実施により生じる出張費および宿泊費用等

加入タイプ

加入タイプは下記からお選びください。

※売上高に応じて保険料が変わります。下記保険料は参考例です。

※縮小支払割合90%・免責金額0円

単位:円

タイプ名	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
支払限度額 (1回のリコール・保険期間につき)	1,000万円	3,000万円	5,000万円	
(在庫品廃棄費用の内枠限度額)	(200万円)	(200万円)	(200万円)	
年間 保 険 料	売上高1億円	30,000円	44,640円	55,060円
	売上高3億円	70,200円	113,840円	140,400円
	売上高5億円	100,480円	162,940円	200,970円
	売上高10億円	143,150円	232,140円	286,310円

※支払限度額5,000万円超のプランをご希望の場合は、別途代理店にご連絡ください。

オプションの特約により補償するもの

●サイバーインシデント損害担保特約

・サイバー攻撃によって、対人・対物事故を発生させまたは発生させるおそれが生じた生産物の回収等を実施することによる損害・損失を補償対象とします。「利益担保特約」にも適用されます。サイバー攻撃に起因するリコールには、次のようなものがあります。

●利益担保特約

・リコールの原因となる事故またはそのおそれにより生じる日本国内における営業休止・阻害によって支払期間中(注1)に被保険者に生じた喪失利益(経常費、事故またはそのおそれがなければ計上することができた営業利益)および収益減少防止費用(注2)に対して、保険金をお支払いします。ただし、リコールを実施した場合に限ります。

(注1)支払期間とは、回収決定日に始まり、リコールの原因となる事故またはそのおそれの営業に対する影響が消滅した状態に営業利益が復した日または予め約定した期間を経過した日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2)収益減少防止費用とは、営業収益の減少を防止・軽減するために支払期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、「お支払いの対象となる損害」に記載の費用を除きます。

お申込み手続き

同封の「見積依頼書 兼 告知事項申告書」の質問に正確にご回答いただきご捺印の上、ご希望の補償内容を選択したうえで下記の要領でお手続きください。

全麵連担当
窓口へ「見積
書 兼 告知
事項申告書」
を FAX(また
は郵送)にて
送付

JTBビジネス
ランスフォーム担
当者から保
険料を記載
した「加入依
頼書兼加入
者票」を送付

「加入依頼書兼加
入者票」に必要事
項をご記入ご捺印
いただき、JTBビジ
ネランスフォー
ムに提出

全麵連へ保険料お振込み

保険料お振込先
みずほ銀行
本所(ほんじょ)支店
普通預金
口座番号:2033573
口座名:全麵連リコール保険

振込手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由等による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、団体の代表者にお渡ししてあります保険約款でご確認ください。

- ① リコールの実施決定の原因となった対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことについて、ご契約者または被保険者が初年度契約の開始時より前に知った場合(知ったと合理的に推定される場合を含みます。)
- ② ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による対人・対物事故の発生またはそのおそれ
- ③ ご契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による法令違反
- ④ 生産物の自然の消耗または性質による蒸れ・かび・腐敗・変色・さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ⑤ 保存期間・有効期間を限定して製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- ⑥ 次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(放射能汚染または放射線障害を含みます。)
ア. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。) イ. 核原料物質 ウ. 放射性元素
エ. 放射性同位元素 オ.アからエまでのいずれかにより汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)
- ⑦ 生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ
- ⑧ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ⑨ 牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれらのおそれ
- ⑩ 次の者の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・誤りまたは次の者による脅迫行為・加害行為
ア. ご契約者または被保険者
イ. ア. が法人である場合はその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
- ⑪ 生産物の効能・性能に関する不当な表示(実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。)-虚偽の表示
- ⑫ 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑬ 次の財物のかし
自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機
- ⑭ 初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に被保険者の占有を離れた生産物のリコール
- ⑮ サイバー攻撃によって対人・対物事故を発生させまたは発生させるおそれが生じた生産物の回収等*
*「サイバーインシデント損害担保特約」を付帯することによって、補償対象とすることができます。詳細は「オプションの特約により補償するもの」をご確認ください。

等

ご加入の際のご注意

①告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(補償の重複に関するご注意)

補償内容が同様の保険契約(特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

②通知義務:ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

③他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

④重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合等

⑤ご加入後、2ヶ月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口にご照会ください。

⑥引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者であることとされているもののうち、その被保険者である個人等が、その被保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

⑦取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と締結された有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

⑧リコール実施決定の原因となるおそれのある対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じたことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の内容(またはおそれがある事故の内容)その他の必要事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。また、リコール実施決定の原因となる脅迫行為・加害行為が生じたことを知った場合、その日より14日以内に警察署または行政庁に届出を行ってください。これらが遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

⑨保険金請求の際のご注意

法律上の損害賠償金として保険金をお支払いする場合において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する生産物の回収等を実施した者(以下「回収等実施者」といいます。)は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、回収等実施者に弁済をした金額または回収等実施者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)

このため、引受保険会社が被保険者からの請求を受けて、法律上の損害賠償金として保険金をお支払いできるのは、次の1.から3.までの場合に限られますので、ご了承ください。

- 1.被保険者が回収等実施者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- 2.回収等実施者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3.被保険者の指図に基づき、引受保険会社から回収等実施者に対して直接保険金を支払う場合

⑩保険加入に関する守秘:この保険は、第三者による脅迫・加害行為に起因する回収費用等を補償しています。保険が手配されていることにより脅迫・加害行為が助長されることがあってはなりませんので、保険加入を積極的にPRされないようお願い申し上げます。

⑪示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被保険者に代わって回収等実施者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に回収等実施者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

個人情報に関するご案内

弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、

同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808



IP電話からは03-4332-5241をご利用ください

受付時間:平日 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料

有料

この保険は、全国製麺協同組合連合会を契約者とし、その会員である事業者を被保険者とするリコール保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、契約者である全国製麺協同組合連合会が有します。

このパンフレットは、リコール保険の概要を紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししている保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、リコール保険の内容について、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。ご加入を申し込まれる方と、被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

◇契約者

: 全国製麺協同組合連合会

住所:135-0004 東京都江東区森下3-14-3(全麵連会館)

TEL:03-3634-2255 (受付時間:平日9:30~17:00) FAX:03-3634-1930

◇代理店

: 株式会社 JTBビジネスストラiform 保険事業部 (担当:柴田)

住所:〒140-8602 東京都品川区東品川2-3-11 JTBビル4階

TEL:0120-981-756 (受付時間:平日9:30~17:30) FAX:03-6777-0367

◇引受保険会社

: 東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口)旅行業営業部営業第一課

住所:〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア WEST9階

TEL:03-6250-6022 (受付時間:平日9:00~17:00)

【事故時の連絡先】

◇代理店

: 株式会社 JTBビジネスストラiform 保険事業部

TEL:0120-981-756 (受付時間:平日9:30~17:30)

リコール保険 2022 年 1 月改定のご案内

平素より東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、2022 年 1 月 1 日以降始期契約より、リコール保険について、以下のとおり商品改定を実施いたします。

このご案内では、主な改定点について、その概要を記載しております。改定内容についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願いたします。

1. 特約の新設

サイバー攻撃によって対人・対物事故を発生させまたは発生させるおそれが生じた生産物の回収等を実施することによる損害・損失を補償対象外とする特約を新設し、自動セットします。ただし、このリスクを補償することができる特約を、オプションとして新設します。

（1）改定の背景

昨今、サイバー攻撃による情報漏えいや事業停止等の被害が世界中で増加しており、今後は経済的被害のみならず、サイバー攻撃によって物理的な被害が発生することも想定されます。サイバー攻撃によって対人・対物事故やそのおそれが生じ、製品のリコールを行うリスクが今後一層高まることを見込まれるため、長期安定的に補償をご提供していく観点で、当該リスクを補償対象外としたうえで、このリスクについて引き続き補償をご希望される場合にのみ、オプションで補償をご提供させていただき引受方式へと変更させていただきます。

（2）特約の内容

次の 2 つの特約を新設します。補償内容等は、次のとおりです。

特約名称	【自動セット】サイバー攻撃危険不担保特約条項	【オプション】サイバーインシデント損害担保特約条項
補償内容	サイバー攻撃によって対人・対物事故を発生させまたは発生させるおそれが生じた生産物の回収等を実施することによる損害・損失を補償対象外とします。（保険料の割増引はありません。）	サイバー攻撃を含むサイバーインシデント（*）によって対人・対物事故を発生させまたは発生させるおそれが生じた生産物の回収等を実施することによる損害・損失を補償対象とします。（割増保険料が必要です。）
備考	すべてのご契約に自動セットします。ただし、「サイバーインシデント損害担保特約条項」をセットする場合は、本特約はセットされません。	サイバー攻撃に起因するリスクを補償対象とする契約にセットします。

（*）サイバーインシデントとは、次の事象をいいます。

- a. サイバー攻撃により生じた事象
- b. サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象
 - ・ソフトウェアまたはデータの滅失・破損・書換え・消失・流出 ・コンピュータシステムへのアクセスの制限
 - ・コンピュータシステムの機能の停止・誤作動・不具合 ・コンピュータシステムの誤った処理・使用・操作により生じた事象

(3) サイバー攻撃に起因するリコールの例

サイバー攻撃に起因するリコールには、次のようなものがあります。

事故の例
自社の製造設備のシステムにサイバー攻撃を受け、製造設備が誤作動を起こした結果、強度不足の製品を製造・販売した。安全性に問題があったため回収を実施した。
自社の製造・販売した IoT 家電にセキュリティの脆弱性があり、サイバー攻撃を受けた場合に発火の危険性があることが判明したため回収を実施した。

2. ご質問書兼告知事項申告書および保険料の改定

「ご質問書兼告知事項申告書」を一部改定します。これにより、一部のご契約につきましては、保険料が引き上がる場合があります。また、併せて食品製造業・販売業の基本保険料を約 10%引き下げます。

3. その他の改定

上記のほか、補償内容の明確化等の観点で、約款の改定を行います。

このご案内は、リコール保険（生産物回収費用保険）の 2022 年 1 月改定内容の概要を記載したものです。ご契約にあたっては、代理店または弊社からご案内差し上げるその他の資料や企画書、「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款をご覧ください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

2407-ER04-21015-202109



FAX
番号

03-3634-1930
(全国製麺協同組合連合会)

募集代理店名	営代コード	TEL番号	FAX番号
--------	-------	-------	-------

全麵連リコール保険 見積書 兼 告知事項申告書



下記の①～⑧全てのご記入いただき、そのままFAX願います。必要に応じて裏面もFAX願います。
本書は、リコール保険（生産物回収費用保険）普通保険約款第11条（告知義務）に規定する「保険契約申込書その他の書類」の一部に該当しますので、各項目のご記入は正確にお願いいたします。★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。ご加入後に☆が付された事項に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払できないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります（新規事業等で売上高の見込額を使用する場合は、「左記の年間売上高」欄については本規定を適用しません）。

東京海上日動火災保険株式会社 宛

- ご加入を希望する条件 各項目希望する条件に○をして下さい。
- (1) 支払限度額（1回あたり、保険期間中につき）
 - ① 1,000万円 (Aタイプ)
 - ② 3,000万円 (Bタイプ)
 - ③ 5,000万円 (Cタイプ)
- (2) 利益担保特約付帯の有無（約定支払期間 1ヶ月間）
 - ① 有
 - ② 無

①対象生産物と売上高

☆対象とする 生産物	☆左記の 年間売上高
---------------	---------------

対象とする生産物と保険料算出のための基礎数字を右記のとおり申告します。

【申告数字の対象期間】上記申告数字は右記の「会計年度」の実績数字です。
 (※)新規事業等で売上高の見込額を使用する場合は、その期間(1年間)をご記入ください。

年 月 日 ~ 年 月 日

- お願い**
- ①この申告書とともに、年間売上高が確認可能な客観的資料・公表資料より正しい数字を転記してください。（新規事業等の場合は、年間売上高の見込額をご申告ください）。
 - ②保険料算出のための基礎数字は正しくご申告願います。もし申告数字が誤っていた場合には、後日、保険料の追加請求や返還が必要となる場合や保険金が支払われぬまたは削減される場合があります。
 - ③申告数字が100,000千円のような「丸い数字」の場合には、最近の会計年度等における正確な実績数字を、再度ご確認くださいませよう

「左記の年間売上高」の業種・生産物ごとの内訳を下欄に記載してください。（記載しきれない場合は、別紙にご記載のうえ、添付をお願いいたします。）

業種	☆生産物	☆年間売上高 千円
		千円

★②過去10年間の事故歴 (リコール・PL事故)

- (1) 本保険の対象となる生産物に起因して、過去10年以内に、回収等が実施されたことがありますか。

○はい ○いいえ ▶ 「はい」の場合、裏面の「事故概要申告書」に具体的にご記入ください。
- (2) ご契約者または被保険者は、本保険の対象となる生産物（それを使用する財物を含みます。）に、回収等の原因となる事故またはそのおそれが生じていることを知っていますか。

○はい ○いいえ ▶ 「はい」の場合、裏面の「事故概要申告書」に具体的にご記入ください。

③品質管理体制

- (1) 売上高に占める割合が最も高い製品・商品について、次のいずれかの認証・プログラムを取得・導入していますか？
 ISO9000s、ISO22000s、日本工業規格（JIS）、福祉用具臨床評価認証、玩具安全基準（ST基準）、SGマーク認定基準、HACCP（自治体ハサップを除く）、JAS、FSSC22000等

○はい ○いいえ
- (2) 衛生検査または消費期限・賞味期限その他の品質保持期限の印字間違い・脱漏チェックの実施手順を具体的に定めたマニュアルを作成しており、かつ実施履歴が残されていますか？

○はい ○いいえ

④リコール対応体制

- リコール時の対応体制を定めた手順書がありますか？

○はい ○いいえ
- 東京海上日動火災の「リコール対応体制診断」など個別のリスクコンサルティングを受けたことがありますか？（講習会に参加しただけのケースは含みません）

○はい ○いいえ

売上高に占める割合が最も高い製品・商品について該当するものに○印をご記入ください。

⑤トレーサビリティ (出荷管理)

製品出荷の単位 出荷日単位 生産ロット単位 その他 ()

⑥製品の製造地

日本国内のみ 日本国外を含む (製造国名:)

⑦保存期間

保存期限とは、消費期限、賞味期限、使用期限、その他の品質保持期限をいいます。

4週間未満 2ヶ月未満 4ヶ月未満 6ヶ月未満 6ヶ月以上 (設定しない)

⑧追加申告事項

- (1) ①過去3年以内における食品衛生監視票の取得有無

① あり なし
- ②上記①における最新の食品衛生監視票の点数

② () 点
- (2) 保険契約の対象とする商品パッケージ

むき出し ガラス 真空パック その他

上記の申告事項は 事実と相違ありません。	貴社名（被保険者）：	電話：
	貴社住所：	FAX：
	役職名：	ご氏名：



全廻連リコール保険（生産物回収費用保険） 事故概要申告書

1. 事故の詳細な内容（①いつ②どこで③どのような状況で④事故の原因は何ですか）

2. 賠償金として支払った額または回収に要した費用（内訳も把握可能な範囲でご記入ください。）
 (①PL事故②リコール事故)

3. 再発防止策

(2) 本保険の対象となる生産物（それを使用する財物を含みます。）に生じている回収等の原因となる事故またはそのおそれの内容をご記入ください。

事故またはそのおそれの詳細な内容


(代理店・会社使用欄)

保険料算出基礎数字の確認を行うための客観的資料・公表資料の取付けができない場合、その理由（該当するものに☑）

守秘性が高いため（保険料算出基礎数字が公表されておらず、客観的資料の開示も守秘性の観点から困難であるため）

その他（具体的に記載： _____）

(代理店 記名・押印欄)

確認者	<p>▼必ず確認者の署名または記名・押印を行ってください。</p> <p>代理店名 募集人氏名</p> <p>株式会社 J T B ビジネストランスフォーム （フルネーム）</p>	
------------	--	---